

赤穂市環境基本計画（案）の審議について

1. 審議の方法

- (1) 計画（案）の内容をご確認ください。
- (2) 計画（案）に対し、ご意見がある場合は、2月25日（木）までに事務局にご意見を提出してください。
- (3) 2月2日（火）～3月1日（月）に計画（案）に関するパブリックコメント（意見募集）を実施します。（日程については予定）
- (4) 各委員及びパブリックコメントにて提出されたご意見、ご意見に対する市の考え方及び計画（案）への反映について、3月に開催する次回の審議会にてご審議いただく予定です。

2. 意見の提出方法

- ・委員名、電話番号、計画（案）に対するご意見をご記入のうえ、環境課まで持参、郵送、FAX、メールのいずれかの方法で提出してください。
- ・様式は自由です。（参考として意見提出用紙を用意しております）
- ・意見提出先

赤穂市市民部環境課

〒678-0292 赤穂市加里屋 81 番地

TEL 0791-43-6821 FAX 0791-43-6892

メールアドレス：kankyo@city.ako.lg.jp